



税

平成28年度 市・県民税の申告会場を変更

今年度より東海会館の会議室工事にともない、当施設での申告受付ができません。そのかわりに地域共生型福祉施設「あっぱ」で行います。

また、市役所での申告受付は、昨年度から高浜エコハウスに変更していますので間違いないようお願いいたします。

出張受付日程 表のとおり

確定申告については、『広報たかはま』1月15日号で案内します。

平成 28年分所得税確定申告 平成 29年度市民税・県民税申告受付日程表

日付	曜	区 分	会 場
2月 1日	水	屋敷町	J Aあいち中央吉浜支店 2階会議室
2日	木	小池町・八幡町	吉浜公民館 1階会議室
3日	金	呉竹町・新田町・芳川町	
6日	月	春日町・青木町	大山公民館 2階大会議室
7日	火	田戸町	地域共生型福祉施設「あっぱ」 1階多目的広場
8日	水	碧海町・二池町	南部第2ふれあいプラザ 2階大会議室
9日	木	向山町・論地町	
10日	金	清水町・神明町一丁目～ 五丁目、八丁目 豊田町・本郷町	高取公民館 1階会議室
13日	月	湯山町四丁目7番地2 神明町六丁目・七丁目	高浜エコハウス 2階講義室
14日	火	湯山町 (四丁目7番地2以外)	高浜エコハウス 2階講義室
16日	木	沢渡町	高浜エコハウス 2階講義室
17日	金	稗田町	高浜エコハウス 2階講義室
20日 ～ 3月15日	月～水	市内全域 ※土・日曜日を除く	高浜エコハウス 2階講義室

受付時間 午前9時～正午、午後1時～4時
指定された日や会場が都合の悪い場合は、都合のよい会場へお越しください。

問合せ先

困 税務グループ

☎ 52-11111 (内線 246・247)



労働

事業者の皆さんへ 労働保険加入のお願い

労働者（アルバイトを含む）を1人でも雇っている事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。

労働保険は、労働者の方が不慮の

業務上災害・通勤災害を被った場合、失業した場合、高齢者で賃金が低下した状態で継続して働いている場合、育児休業および介護休業の場合、みずから職業に関する教育訓練を受けた場合に給付を受けることができます。

また、事業主の皆さんにも各種助成金の対象となる制度です。

労働保険の諸手続きについては、労働保険事務組合や社会保険労務士を活用することもできます。

まだ、加入手続きをとられていない事業主の皆さんは、今すぐ加入手続きをお願いします。

雇用保険の適用拡大など

平成29年1月1日(日)より、65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります。

①平成29年1月1日以降、65歳以上の方が新たに就職した場合

②平成28年12月末までに65歳以上の方が就職し、平成29年1月1日以降も継続している場合

※適用要件：1週間の所定労働時間が20時間以上で、31日以上就労する見込みがあること。

※一定の要件を満たした場合は、失業給付を受けることができます。

◆事業者の皆さんへ（従業員の皆さんへ）